

レポート

経済安全保障推進法により変わる知財戦略

政策研究事業本部東京本部副本部長 兼 知的財産コンサルティング室長
兼 グローバルルール研究センター長 [東京] 主席研究員 肥塚 直人

1. はじめに

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下、経済安全保障推進法)が2022年に成立・公布され、2024年5月までにすべての制度の運用が開始されている。米中対立やウクライナ戦争等を通じて日本を取り巻く環境は大きく変化しており、経済安全保障が重要な意義を有するようになった。このことは政策立案・政策執行の現場はもちろん、産業界にも大きな影響を与えており、企業経営のかじ取りを一層難しいものになっている。本稿の読者各位は、知的財産を通じて長期的な企業戦略ないし事業戦略の立案・実行における重要な役割を担われているが、経済安全保障が注目されるような事業環境下では知財戦略もまた重要なファクターとなる。本稿では、経済安全保障推進法や関連する制度整備や政策動向等について概観した上で、これら事業環境の変化が知財戦略にどのような変化をもたらすのかについて論じたい。

2. 経済安全保障推進法に至る背景

(1) 経済安全保障とは

そもそも経済安全保障とはどのような概念であろうか。経済安全保障推進法は経済安全保障を直接的に定義しておらず、政策の現場では2022年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略において明記された「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」という定義が用いられることが多い¹。

この定義に含まれる要素自体には長年議論されてきた要素が多く含まれており、伝統的に経済制裁を含む通商政策、貿易管理政策等は特に関連性が高い要素であると認識されてきた。また、エネルギーや通信といった重要インフラの保護措置や、技術的優位性や経済的優位性の確保等も経済安全保障と呼んでいる領域の議論として整理されることが多い。これまでの議論の経緯²について簡単に触れると、アメリカでは1970年代にオイルショックや食料危機に直面し、資源の安定供給に対する関心が高まる中、国際的な協調によりこうしたリスク軽減を図るべきであるとの文脈で経済安全保障という概念が提唱された³が、1980年代にはあまり論じられなくなった。日本でも1970年代の終わりごろから経済安全保障について議論がなされており、当時の通商産業省産業構造審議会総合部会に経済安全保障問題特別小委員会が設置され、1982年に「経済安全保障の確立を目指して」と

¹ 風木淳『経済安全保障と先端・重要技術－実践論』(信山社、2023年)2頁。

² 中村直貴「経済安全保障－概念の再定義と一貫した政策体系の構築に向けて－」立法と調査 428 巻(2020年)118－131頁、赤根谷達雄・落合浩太郎編著『「新しい安全保障」論の視座(増補改訂版)』(亜紀書房、2007年)191－238頁。

³ J. S. Nye, Collective Economic Security, International Affairs, Vol.50, No.4, p. 584－598 (1974). Walter F. Mondale, Beyond Détente: Toward International Economic Security, Foreign Affairs Vol.51, No.1, p.1－23 (1974).

題する報告⁴を行ったが、その後は表立った議論が見られなくなっていた。1980年代のアメリカでは日本の経済的なプレゼンスが高まる中、レーガン政権時代に双子の赤字と呼ばれた財政赤字と貿易赤字に悩まされており、産業競争力の強化の必要性が強く論じられた。安全保障上も重要な産業⁵が国際競争において破れたり、国内直接投資によって外国企業に買収されたりする懸念も相まって、国によるハイテク産業に対する投資を強化しつつ、戦略的貿易政策とも称される攻撃的な通商政策も見られるようになる⁶。

1990年代になると冷戦が終結し、旧ソ連陣営を念頭においていた通商政策や貿易管理政策が見直される中、より自由貿易を推進し経済的相互の依存性を高めることで大国間の戦争コストを高めることがより重視されるようになる。1995年には世界貿易機関(WTO)が設立され、2001年に中国、2012年にはロシアがこれに加盟し、グローバル化を世界各国が謳歌することとなった。クリントン政権下のアメリカは、1990年代の朝鮮半島や台湾海峡における緊張の高まりや1997年のアジア通貨危機による韓国等の親米アジア諸国の混乱によってアジアの安全保障環境が変化する中、当時積極的に中国を自由貿易体制に組み込むことで脅威を軽減しようとしていたことも広く知られている。冷戦は終結したが、1990年に勃発した湾岸戦争を通じてハイテク兵器の重要性を世界中が認識することとなり、冷戦終結後もハイテク兵器に用いられる技術の優位性確保は重要なテーマであり続けた。また湾岸戦争で威力を発揮した衛星利用測位システム(GPS)もそうであるが、いわゆるデュアルユース技術も多岐にわたるようになり、経済安全保障の議論の対象はより一層広がったと言える⁷。

(2) 経済安全保障推進法が誕生するまでの時代背景

近年の動きとして、経済安全保障という表現が政策パッケージとして日本の政策文書に記載されたのは、2021年6月に取りまとめられた「成長戦略実行計画2021」、「統合イノベーション戦略2021」においてであった。この背景には、2010年代半ば、長年続いたグローバル化の流れがイギリスのEU脱退、中国の台頭、第1次トランプ政権の誕生等によって、大きく揺らぐこととなったという事情が存在している。特にアメリカでは中国に対する脅威論が高まる中、次々と経済安全保障政策と呼ぶべき政策を打ち出していった。EUでも同様の動きが見られる中、中国も同様の政策を強く推進し、米中対立路線はより一層明確となっていたことで、日本としてもより踏み込んだ対応が求められるようになった経緯がある。

⁴ 通商産業省産業構造審議会編『経済安全保障の確立を目指して』(通商産業調査会、1982年)

⁵ 社会的には日本車の普及等、目に見える日本製品や日本企業の投資が目立つことが多かったが、日本の半導体産業に対する脅威論は安全保障ないし経済安全保障の文脈では多く論じられている。国防上の重要技術(ハイテク兵器や戦略兵器)が日本の半導体に依存している状態を懸念し、1983年から10年にわたり多額の研究開発投資が行われた他、企業や大学等をメンバーとする半導体製造技術コンソーシアムを立ち上げ補助金の支出も行っている。

⁶ 1985年の通称ヤング・レポートからも当時の論調を読み解くことができる。なおヤング・レポートではイノベーション振興の観点から国による研究開発支援に加えて、産学官の連携や知的財産権保護強化等も提言されており、知的財産専門家の間ではアメリカにおける知的財産政策の転換点となった政策提言であったことが知られている。日本産の半導体がアメリカの戦略兵器にも用いられる等、日本の半導体に対する警戒感も背景に通商摩擦が生じたことにも表れているように当時のアメリカにおける経済安全保障の議論では日本を意識した論調が多い。当時日本が次期支援戦闘機開発を国産化する方針を採用しようとする中、アメリカ航空機産業の保護と日本が先端的な戦闘機の開発能力を持つことに対する懸念等の論調が混然となり、アメリカはアメリカ製戦闘機の購入を強く迫ることとなったのもこの時期であった(結果的には日米共同開発となり、F-2支援戦闘機が誕生したことが知られている)。

⁷ 国が国家の存立を確保するため安全保障ないし国防を論じること自体は自然なことだが、経済安全保障の議論についてはその対象が多岐にわたることから、伝統的な安全保障と比べて回避すべき安全保障上の危機と規制される活動との間の因果関係が遠くなることで、極めて広範にわたる事象が経済安全保障における規制の対象となりやすいといった懸念もあり、制度設計や規制手段については慎重さも必要である。伊藤一頼「経済安全保障における法の役割—企画趣旨と論点」法律時報第96巻1号(2024年)4-9頁を参照。

各国の政策動向を振り返るには紙面が限られていることから、アメリカの政策を中心に 2010 年代半ば以降の取り組みを概説する。まず輸出入管理の文脈では新興技術の管理を強化する観点から 2018 年に輸出管理改革法 (ECRA) を成立させ、アメリカ政府に対してアメリカの安全保障上不可欠な新興技術および基盤的技術について特定を行い、輸出入管理の対象とすることを求めている。輸出管理規則にはアメリカ政府がデュアルユース品目と指定した製品リストや、国家安全保障および外交政策上懸念があると指定した企業のリストが含まれており、輸出管理の対象となる。対内投資規制についても 2018 年に外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) を成立させ、対米外国投資委員会 (CFIUS) の権限を強化している⁸。加えて技術開発支援についても米中対立を念頭に強化しており、2020 年に機微・新興技術に関する国家戦略⁹を公表し、アメリカが経済および安全保障の面においてプレゼンスを維持するために新たな科学技術開発やイノベーションの取り組みを促進することの重要性を改めて示している。

半導体を巡っては、2018 年には 5G 分野を代表するクアルコムを買収について CFIUS が行った勧告に従い、当時のトランプ大統領が買収を阻止する執行命令を発出したことでも米中の技術覇権競争が注目された¹⁰。その後も度々半導体を巡っては議論が尽きないが、2022 年にはアメリカ商務省産業安全保障局は半導体、半導体製造装置等の管理を強化している他、同年 CHIPS 法を成立させ、5 年間で連邦政府機関における基礎研究費として約 2,000 億ドル、半導体製造能力強化のために約 527 億ドルを支援する等、対応を強化している。

(3) 経済安全保障推進法の成立

2021 年 10 月に政府は経済安全保障担当大臣を設置し、岸田総理大臣(当時)が第 205 回国会所信表明演説の中で経済安全保障を推進する法案を策定することを表明したことを受け、2021 年 11 月には第 1 回経済安全保障推進会議が開催され、法制化の検討が始まった。具体的には、経済安全保障法制に関する有識者会議が設置され、同会議における議論を踏まえた提言を元に経済安全保障推進法が 2022 年の第 208 回国会に提出され、同年 5 月に成立・公布された。2022 年 2 月にはウクライナ戦争が勃発し、社会的にも情勢が注視される中、グローバルサプライチェーンへの影響や経済制裁の発動等とタイミングも重なり、同法の審議および成立は大いに注目されることとなったことは記憶に新しい。

同法により、(1)重要物資の安定的な供給の確保、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(3)先端的重要技術の開発支援、(4)特許出願の非公開に関する 4 つの制度が創設されており、必要な措置や政省令の整備を経て、(1)と(3)については 2022 年 9 月、(2)と(4)については 2024 年 5 月から制度の運用が始められている。

3. 経済安全保障推進法の概要

経済安全保障推進法自体の紹介や解説は既に各所で行われているが、本稿においても知財戦略への影響を検討する上で理解しておきたい事項を中心に各制度の概要を整理する。

⁸ 渡井理佳子『経済安全保障と対内直接投資—アメリカにおける規制の変遷と日本の動向—』(信山社、2023 年) 109—156 頁。

⁹ The White House, National Strategy for Critical and Emerging Technologies, October 2020.

¹⁰ 肥塚直人「経済安全保障と特許制度—求められるグローバル知的財産戦略」政策研究レポート(2022 年)。

(1) 重要物資の安定的な供給の確保

同制度は政策上「サプライチェーン強靱化」とも表現されることが多い内容であり、国民の生存に必要不可欠な重要物資や、広く国民生活・経済活動が依拠している重要物資について、特定重要物資として国が指定を行い、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを意図した制度である。2022 年 12 月に抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物及び船舶の部品の 11 物資が特定重要物資に指定され、その後、2024 年 2 月には先端電子部品（コンデンサー及びろ波器）が追加されている（加えて先に指定されていた重要鉱物にウランを含めることとした）。

本制度の具体的な指針は、2022 年 9 月に定められた特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本方針に定められているが、特定重要物資を所管する各所管大臣が策定する取組方針に各種要件等が定められている。指定された特定重要物資の安定供給を図ろうとする事業者は、基本方針および取組方針に従い、供給確保計画を物資所管大臣に提出し認定を受けることで、取り組みに必要な資金の助成や融資等の支援を受けられる。取組方針の中には、安定供給確保を担保するための体制構築や技術流出防止措置等について要件が記載されており、支援を受けようとする事業者はこうした要件を満たす必要がある。なお、内閣府によればこれまでに約 2.4 兆円の予算を確保し、2025 年 2 月末時点で最大助成額合計約 1.47 兆円となる 124 件の計画認定を行っている¹¹。

(2) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

伝統的に有事における兵站の確保は重要テーマであり、そのためのインフラは有事における防護対象と認識されている¹²。経済安全保障の文脈では、資源やエネルギーを含む経済活動を営むために重要なインフラの強靱化が重要視されてきたが、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度は、基幹インフラの重要設備が国外から妨害されることを防止する観点から、国が基幹インフラ事業を定め、一定の基準に該当する事業者を指定した上で、国が定める特定重要設備の導入・維持管理等の委託をする際に事前届出や審査を受ける制度である。具体的には電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航海運、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード等の対象分野につき一定の基準を設けて指定が行われている。

(3) 先端的な重要技術の開発支援

将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものなどを「特定重要技術」と定義し、これらの技術について、官民連携を通じた伴走支援のための協議会の設置、指定基金協議会の設置等

¹¹ 内閣府 Web サイト https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/doc/jisseki.pdf（最終閲覧日：2025 年 4 月 28 日）

¹² 1949 年ジュネーブ条約第 1 追加議定書は、戦闘方法について攻撃目標を区別し、文民・民用物を対象とせず軍事目標に限定しなければならないという軍事目標主義を採用している（同 48 条、51 条、52 条）。しかし、過去の戦争・紛争に際しても兵站となるインフラ等への攻撃は軍事目標に相当すると解釈されることが多く（同 52 条 2 項は軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事利益をもたらすものは軍事目標に該当することとしている）、実態としても攻撃の対象とされることが多かった。

を通じて支援を行う制度である。また、調査研究業務の委託等を通じて、特定重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用を図ることも意図されている。

技術覇権という言葉があり、一般的な言葉としては軍事的優位性を直接的に確保する軍事技術の優位性を思い浮かべる読者も多いと思うが、鈴木教授が「特定の技術を保有し、他国が長期にわたってその技術を得られない状態を作り、その技術を用いて国際秩序を形成する力」¹³と定義しているように、重要な技術において優位性を確保することは経済安全保障上も重要であると言える。2.2 で触れたように半導体の技術優位性を確保することは、直接的な軍事技術の優位性にも直結するのみならず、デュアルユースが可能なさまざまな分野における技術優位性も左右する。また半導体自体の性能を競うだけでなく、半導体部品や半導体製造装置等も不可欠であり、これらを含めたサプライチェーンを確保することも重要な視点となる。

(4) 特許出願の非公開

経済安全保障推進法の中で、本稿の読者におかれてはもともと注目度の高い制度が特許出願の非公開制度ではないだろうか。主要国では秘密特許制度として以前から同様の制度が存在していたが、戦後日本は近年まで積極的にこの制度を導入してこなかった¹⁴。制度の概要は、特許出願を行う際、明細書等によって記載されている発明の内容が国家および国民の安全を損なう事態を生じさせる恐れが大きい場合に、「保全指定」という手続きによって出願公開を含む手続を保留するというものである¹⁵。どのような技術が、保全指定に係る審査の対象となるかについては、政令に定められており、さまざまな技術分野が含まれている(表 1)¹⁶。特許出願を非公開にするかどうかの審査は 2 段階になっており、1 次審査を特許庁が行い、保全審査と呼ばれる 2 次審査を内閣府が行う仕組みとなっている。なお保全指定を受けたことで損失を被った場合、通常生ずべき損害を国が補償する仕組みとなっている。損失の補償範囲等については内閣府が詳細な Q&A を公表しており参考になる¹⁷。

¹³ 鈴木一人・西脇修編著『経済安全保障と技術優位』(勁草書房、2023 年)4 頁。

¹⁴ 戦前においては秘密特許制度が存在しており、昭和 23 年に廃止された経緯がある。戦前の制度については、櫻井孝『防衛技術の守り方(日本の秘密特許)』(発明推進協会、2020 年)、小山隆史「各国の秘密特許制度と日本における制度の検討(その2)」知財管理第 72 巻第 3 号(2022 年)330-343 頁等が詳しい。

¹⁵ 例えば小新井友厚「特許出願非公開制度の概要」ジュリスト 1575 号(2022 年)40-50 頁、長澤健一「特許出願非公開制度に鑑みた企業の知財活動」ジュリスト 1575 号(2022 年)46-51 頁、松本拓・白根信人・出野智之「特許非公開制度の実務対応」ビジネス法務 22 巻 9 号(2022 年)80-84 頁、高倉成男「特許出願非公開制度の概要と実務上の留意点」知財管理 73 巻 6 号(2023 年)652-665 頁、清水正憲・斎藤美晴・松永裕吉・東野匡容・小貫正嗣「特許事務所における特許出願非公開制度への対応の考察」特許 77 巻 9 号(2024 年)102-109 頁、廣崎拓登・千本潤介「特許出願非公開制度の概要について」特許研究 77 号(2024 年)80-89 頁等、概要を説明する論稿は多い。

¹⁶ 特定技術分野は国際特許分類を用いて規定されているが、「量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術」を含む国際特許分類の一部が改正されたことに対応し 2025 年 1 月から新しい分類記号が発効しているが、特定技術分野の範囲に実質的な変更はない。なお、一覧表は内閣府が公表する資料

(https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf)を参考に作成した。(最終閲覧日:2025 年 4 月 18 日)

¹⁷ 内閣府「損失の補償に関する Q&A(第2版)」

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_sonshitsu_qa.pdf (最終閲覧日:2025 年 4 月 1 日)。
田村善之「特許出願非公開制度における損失補償金額の算定のあり方」ジュリスト 1601 号(2024 年)41-48 頁も参照。

表 1 特定技術分野の概要

我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野 (付加要件なし)	
➤ 航空機等の偽装・隠ぺい技術 ➤ 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 ➤ 誘導武器等に関する技術 ➤ 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 ➤ 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 ➤ 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 ➤ 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 ➤ 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 ➤ 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの	保全指定をした場合、産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められることから、付加要件の対象となるもの* ➤ スクラムジェットエンジン等に関する技術 ➤ 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 ➤ 潜水船に関する技術 ➤ 無人水中航走体等に関する技術 ➤ 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの ➤ 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 ➤ 宇宙航行体の観測・追跡技術 ➤ 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 ➤ 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 ➤ 通信妨害等に関する技術
我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野	
➤ ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 ➤ 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 ➤ 重水に関する技術 ➤ 核爆発装置に関する技術 ➤ ガス弾用組成物に関する技術 ➤ ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術	
*・・・付加要件は、以下のいずれかに該当する発明であること ・我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明 ・国又は国立研究開発法人による特許出願（国及び国立研究開発法人以外の者と共同でしたものを除く。）に係る発明 ・日本版バイドール制度、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 22 条の適用を受けた特許出願に係る発明	

(出所) 内閣府ホームページ掲載資料より作成

4. 関連制度の整備と政策動向

2024 年 5 月に「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(以下、本稿では重要経済安保情報法と呼ぶ)が成立した¹⁸。従前より外交分野や安全保障分野等における機微情報についてはその保全の重要性が認識されてきたが、経済安全保障の重要性が高まる中、経済安全保障上重要な情報を保護する制度の整備が必要であるとの認識から整備されたものである。同法は政府が指定する情報について情報を漏らす恐れがないという信頼性の確認(このことはセキュリティ・クリアランスと呼ばれる)を得た者の中で取り扱うという仕組みを法定するもので、特定秘密の保護に関する法律(以下、特定秘密保護法)と類似の制度となっている。特定秘密保護法では防衛、外交、特定有害活動やテロリズムの防止に係る事項を特定秘密として保護対象としているが、重要経済安保情報法は特定秘密に相当する情報よりも機微度が下がるものの、経済安全保障上重要となる情報が存在す

¹⁸ セキュリティ・クリアランス法とも呼ばれることがあるが、同法を所管する内閣府では同法の略称を設定していない。

ることに鑑みて、そうした情報を保全対象としている。

外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）もまた、経済安全保障に関連する重要な法律である。そもそも外為法は、1949年に制定された外国為替や外国貿易等の取引について安全保障上の要請から管理調整するための法律であり、経済安全保障推進法の制定以前から投資や技術移転の観点から経済安全保障上のリスクを低減ないし管理する役割を果たしている。具体的には、軍事転用可能な貨物や技術が日本の安全を脅かす恐れのある国家やテロリスト等に渡ることを防止する観点から、規制対象貨物の輸出や技術提供について経済産業大臣の許可を必要としている（いわゆるリスト規制）。また規制品目以外であっても兵器に使われると経済産業省や輸出者が判断する場合にも経済産業大臣の許可が必要となる（いわゆるキャッチオール規制）。加えて外国からの対内直接投資についての事前届出制を定めている。外為法は近年の情勢を踏まえ頻繁に改正されており、例えば2017年および2019年改正では対日投資規制の強化が図られている他、2022年4月改正では暗号資産に関する取引を資本取引規制対象に追加、2022年12月改正では電子決済手段に関する取引を同対象に追加している。また政省令の改正も頻繁に行われており、比較的最近の例としては、外国為替令等の一部を改正する政令（令和7年4月4日閣議決定、同4月9日公布）がある。これにより、不拡散体制の維持・強化の観点からキャッチオール規制の見直しが行われ、リスト規制されていない汎用品（工作機械、集積回路、無人航空機部品等）を輸出する際に、当該輸出が通常兵器開発等に用いられる懸念が高いと「自ら判断する場合」には、経済産業大臣への許可申請を義務付けるという内容となっており、実務上の影響も少なくないものと想定されている。

5. 経済安全保障と知財戦略

(1) 知財戦略の質的変容

改めて述べるまでもなく、知的財産は企業が保有する代表的な経営資源の1つであり、競争力の源泉となるような知的財産の取得、活用は企業経営において重要な要素であることから、知財戦略は事業戦略と一体となって機能する戦略の1つであると言える。事業戦略を検討する際、グローバル企業では地政学的リスクや、グローバルな政治情勢等を念頭ににおいた外部環境分析が行われてきた。この点、フィリップ・コトラーはマーケティング環境ないしマクロ環境を分析することの重要性を強調し、マクロ環境としては、人口動態的要素、経済的要素、生態学的要素、技術的要素、政治的要素、文化的要素といった要素があるとしており¹⁹、外部環境分析を行う視点として参考になる。また、外部環境を政治的要因（Politics）、経済的要因（Economy）、社会的要因（Society）、技術的要因（Technology）の4つの観点から分析するPESTと呼ばれるフレームワークが用いられることも多いが、戦略検討に際しての実務においてはこうした外部環境を「静的」に捉えることが多かったというのがこれまでの実態ではないだろうか。外部環境変化のスピードは以前と比較にならないほど早くなっていることから、外部環境をより「動的」に捉えることが必要とされている。動的な事業環境を把握するには、将来を見据えた国際的なトレンドや政策動向、各社の動向を意識することが不可欠である。また経済産業上のトレンドや業界トレンドはもちろんだが、政治・外交・安全保障上のトレンドも念頭におきつつ、技術動向や出願動向にも注意を払いながら、自社の

¹⁹ フィリップ・コトラー（村田昭治 監修、和田充夫＝上原征彦 訳）『マーケティング原理』（ダイヤモンド社、1983年）69－71、236－270頁。

現在および将来のポジショニングを意識することが求められるようになっていく。このことは本稿でも触れたクアルコムを巡る議論を見れば明らかであり、自社の戦略や判断が特定の国や地域における安全保障に代表される公益上の要請を害する可能性がある場合、政治的にも社会的にも注目され、場合によっては経済活動に一定の制約が課せられる可能性やレピュテーション上のリスクが顕在化する可能性についても念頭に置いておく必要がある。

(2) 先端的な重要技術の開発

経済安全保障に対する関心の高まりや、経済安全保障推進法の施行を踏まえると、先端的な重要技術の開発に際しては従来とは少し異なる視点で留意すべき事項もある。デュアルユースを念頭に置けば、幅広い技術について経済安全保障上の論点への影響を検討すべきであるが、まずは経済安全保障推進法が定める特許出願の非公開制度における保全指定に係る審査の対象となる技術等は、出願することの是非や保全指定を受ける可能性が具体化した場合に出願を取り下げるかどうかといった出願上の判断を求められることになることは間違いなく、特に留意を要すると言える。確かに伝統的な知財実務との関係で言えば、このような確認すべき事項が増えるということが経済安全保障推進法の直接的な影響ということになるのだが、こうしたリストに該当する技術は日本だけでなくアメリカや中国、その他の国においても経済安全保障上注目している技術であるという意識を強く持った開発戦略や保護の在り方を検討する必要がある。

架空の想定事例であるが、例えば中国で開発が進む宇宙分野の技術開発に支障となるような特許権を保有していたり、開発上不可欠な検査装置を作る技術を自社のみが持っていたりするような場面を想定してほしい。中国企業に対して当該技術を供与したり、特許権の使用許諾や譲渡をしたりすればビジネス上は極めて有利な条件を交渉できる可能性があるが、アメリカから見れば敵対的な行動を取っているように映るばかりか、当該技術領域について日本もアメリカと共同歩調を取っているとすれば国内でも懸念の声が上がることは間違いない。結果としてアメリカの影響力の強い市場においてはビジネス上さまざまな不利益を被ることになる可能性もある。一方、当該技術をアメリカにおける NASA 等の政府機関や宇宙産業に参加する企業に対して提供することで、アメリカ陣営の宇宙開発競争の優勢確保に貢献すればアメリカの影響力の大きい市場におけるプレゼンスにもつながる。いずれの方針を採用するのかは最終的には経営判断であろうが、適切な判断を行うためには、当該技術が元々宇宙開発を念頭に置いた技術ではなかったとしても、当該技術が米中の宇宙開発競争において重要なファクターになる可能性が高いという事実の把握や、自社の技術について保有している特許権が中国企業やアメリカ企業にとって開発上制約となる可能性があるのかといった特許分析等が不可欠であろう。この点で、経済安全保障という観点で外部環境を分析する機能と知的財産部門等が担っている知財分析の機能が融合することが必要であると言える²⁰。加えてこうした技術については、技術流出に対しても格別の配慮が必要となる。各社の営業秘密管理や技術流出対策はこの 10 年で大きく進んでいるものの、産業スパイや技術スパイの手法が巧妙化していることも事実であるし、中小企業を含む M&A や共同研究、産学連携等を通じた技術情報の獲得をもくろんでいる

²⁰ 肥塚直人「宇宙ビジネスと知的財産戦略」CISTEC Journal 第 215 号(2025 年 1 月)が宇宙における安全保障の実態を踏まえた知的財産戦略のあり方について論じている。

外国企業が存在することもまた事実である。

(3) サプライチェーン

経済安全保障推進法は特定重要物資に係るサプライチェーンの強靱化を図るための規定を設けているが、企業の視点で見るとグローバル化が進む中でサプライチェーンもグローバル化、複雑化が進んできた経緯がある。自然災害や国際紛争の影響等によるサプライチェーンの断絶、経済安全保障の文脈では中国の希少鉱物輸出制限等による原材料供給の途絶を経験する中、サプライチェーンの複線化を進めてきた。サプライチェーンに絡む企業等が多岐にわたるようになり、また当該企業の所在国も多様化する中、環境や人権等の分野ではサプライチェーン上の取引先が規制に対応していることまでも求められるようになっている。

知的財産の観点からは、サプライチェーン上にある企業が権利侵害をしていないことまでの保証が求められる場合もあり得るし、技術や情報がサプライチェーン上の企業から漏えいする懸念もある。例えばサイバーセキュリティについても、サプライチェーン上のデジタルセキュリティの脆弱な中小企業が狙われ、日本を代表するような大企業の機密情報が漏えいするといった事態も現実には生じている。契約によって取引先に秘密保持義務や保全措置を講じること等を求めていくことになるが、具体的な措置の内容についても交渉し、履行を求めていかなければならない場合もある。その場合であっても契約で定めた義務が履行されなければ意味がないことから、いかに履行を確保するかという視点も重要となる²¹。また履行が確保されず、憂慮すべき義務違反があった場合に、どのように履行を確保するのかという点について、あらかじめ具体的な協力義務を契約上定めておく必要のある措置がとれるようにしておくことや、仲裁条項等を精緻に検討しておく、違反行為が行われているのが取引先企業の所在国であっても国際仲裁による紛争解決ができるようにしておく等、検討しておくべき事項は多い。重要物資を自社またはサプライチェーンにおいて取り扱う事業者であれば、本稿 3.1 で紹介した重要物資の安定的な供給の確保に係る制度も活用した技術流出対策に取り組むことも視野に入ってくる。経済安全保障上の要請を自社およびサプライチェーン上の中小企業や在外拠点等にも理解していただきつつ、一歩踏み込んだ対策を検討することも必要であろう。

国際紛争等による操業停止や撤退リスクもサプライチェーンリスクとしては重要なリスクファクターであり、ウクライナ戦争によってロシア国内の拠点が大きな影響を受けた企業も現実には存在する。研究開発拠点でなければ知財面の影響は少なそうな印象を持たれるかもしれないが、安全保障例外を定める GATT21 条に相当する TRIPS 協定 73 条に基づく強制ライセンスの可能性等は想定として考えておく必要があるテーマの 1 つである²²。

²¹ 肥塚直人『「技術流出」リスクへの実務対応』(中央経済社、2014 年) 117-122 頁も参照。サプライチェーン上の中小・中堅企業における情報管理レベルの向上に資する公的な施策として、独立行政法人情報処理推進機構が運用する「SECURITY ACTION」と呼ばれる中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度や経済産業省が運用する技術情報管理認証制度という認証機関による第三者認証制度等があり、利用を促すことも一案である。

²² 実際に TRIPS 協定 73 条の適用が争われた事例として、2017 年のカタール危機に際してサウジアラビアがカタールに本社を置く企業の知的財産権侵害を放置する等したことが TRIPS 協定に違反するとして争った事件がある。WTO パネルによる判断が行われ、パネルは TRIPS 協定 73 条の適用を認めている(サウジアラビアが取った民事上の措置は認められたが、刑事罰の不適用については第三国の権利侵害が生じていることやサウジアラビア側の説明が不十分であるとして認められなかった)。例えば知的財産研究教育財団知的財産研究所『「国際知財制度研究会」報告書：令和4年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業』(2024 年) 384-386 頁参照。Peter K. Yu, War and IP, 49 B.Y.U.L. Rev. 823, 823-893 (2024)。

(4) 産学連携と研究インテグリティ

オープン・イノベーション²³が広がり、さまざまなプレーヤーとの共同研究の機会が増えている。自社の保護すべきコア技術についての権利取得や営業秘密管理を通じたバックグラウンド IP の確保や管理は行われていると思われるが、研究内容によっては共同研究先の企業や大学を通じた技術流出も懸念としては念頭に置いておく必要がある。産業スパイは身近な所にいる可能性があることに加えて、中国は計画的に研究者を確保する動きをしている。1990年代には中国科学院が「百人計画」と呼ばれる研究者の招致・養成政策を公言、推進していたが、2009年以降「千人計画」と呼ばれる海外のハイレベル人材を招聘して中国の国家プロジェクトを担わせる政策を行っており、技術移転や技術の窃取を疑われる事例も多く見られている。例えばトップレベルの癌研究拠点であるアメリカのテキサス大学の研究者を通じて中国に情報漏えいの嫌疑があり FBI が捜査を進めた所、2019年には中国政府とのつながりがあった千人計画にも参加している研究者を含む3名について、中国研究機関に雇用されていたことを報告せずに二重に資金を得ていたことや、査読者として入手した資料を第三者に漏えいしていたこと等を理由に解雇する事態となり注目された。日本でも2018年に国立研究開発法人産業技術総合研究所で研究に参加していた中国籍の研究者が中国企業に対して営業秘密に相当する情報を漏えいした疑いで起訴され、2025年2月に有罪判決が出ている²⁴。

共同研究を行う大学や研究機関における研究インテグリティの取り組みも強化されている。研究インテグリティ自体は、研究者および大学・研究機関等における研究の健全性・公正性のことであり、研究不正を防ぐ観点から以前から注目されている概念ではある。しかし、研究活動が一層国際化、オープン化する中、上記のような安全保障上も無視しえない技術流出、情報漏えいに対する対応の必要性、アメリカ等の主要国の動きと協調する必要性から、内閣府を中心に政府内でも検討が行われた。その結果、2021年4月には統合イノベーション戦略推進会議において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定されている。同方針の中で、大学や研究機関等は、所属する研究者の人事および組織のリスク管理上必要な情報の報告・更新を受けること等が求められており、国プロ等を含む共同研究のために職員が非常勤・兼業であっても大学や外部の研究機関等に籍を置く場合には、当該職員の経歴や研究経歴、兼業経験のある機関や社外からの研究資金獲得経験等について情報提供を求められる可能性がある。同様に自社が国プロ等の受託機関となっている場合には、自社に所属する研究者の人事および組織のリスク管理上必要な情報の報告・更新が必要となるし、外部の大学や研究機関等から研究者を招聘する場合には必要な情報の提供を求めることが必要となる。また重要経済安保情報法が適用されるような場面でも、共同研究先や共同研究内容によってはセキュリティ・クリアランスを意識した人材交流等が必要となる場面も増えることが想定されることから、職員の機微な個人情報を共同研究先と共有するための同意取得手順等もあらかじめ整備しておくことが必要である。

²³ ヘンリー・チェスブロウ(大前恵一朗 訳)『OPEN INNOVATION』(産業能率大学出版部、2004年)2-17頁参照。

²⁴ 東京地裁令和7年2月25日判決(令和5年特(わ)第1278号不正競争防止法違反被告事件)。

6. おわりに

本稿で見てきたように経済安全保障推進法の定める制度が知財実務に直接的な影響を及ぼす事項は決して少なくない。経済安全保障が国内外でかつてないほど注目されているという事業環境に照らせば、経営のかじ取りは一層難しくなっている。知的財産部門はもはや出願や紛争対応といった知的財産実務に対応する機能だけでなく、より戦略的な機能が求められるようになっている。経済安全保障が強調される国際情勢、社会情勢というのは一市民、一企業の目線に立てば必ずしも歓迎すべき事態とは言えないが、これを無視して経営していくことができなくなっていることも事実である。組織は戦略に従い柔軟に変化していくことが必要であり、知的財産部門に対する期待値の高まりを受けて、より戦略的機能を担っていくことが必要なのではないだろうか。

(一般社団法人日本知的財産協会「知財管理」第 75 巻第 9 号 1164～1175 頁(2025 年)より転載。原稿提出日:2025 年 4 月 30 日。)

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。